

国立大学法人豊橋技術科学大学におけるPI人件費の支出により確保される財源の活用方針

(令和6(2024)年2月28日学長裁定)

(令和7(2025)年7月30日改正)

国立大学法人豊橋技術科学大学(以下、「本法人」という。)における、PI人件費の支出により確保される財源の活用方針を以下のとおり定める。

1. 目標

本法人における研究力の向上を目指し、研究者が安定して研究に専念できる環境の整備、多様かつ卓越的・挑戦的な研究を支援する体制の強化等を図ることを目標とする。

2. 用途

①直接経費から人件費を支出した研究代表者に関するもの

- ・研究環境改善(基盤経費への配分)
- ・研究者自身に対するインセンティブの付与

②研究活動専念のための支援事業

- ・PIが研究活動へ専念できるよう、学内の業務を軽減する等の措置

③本法人の研究力向上に資する支援事業

- ・若手研究者支援の充実(研究者の新規雇用や若手への重点的な研究費配分等)
- ・研究設備・機器の共用の充実
- ・その他、学長が認めた支援事業

3. 留意事項

- ・直接経費の用途は研究代表者が、自らの責任において研究の着実な遂行のため判断するものであり、人件費の支出を強制するものではない。
- ・本活用方針は、必要に応じて見直しを行う